

平成 23 年 4 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見について

今般、標記検討状況の整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### ○（質問 2）について

国際財務報告基準（IFRS）と同様に、公正価値オプションの適用を認めることが適切と考える。

（理由）

会計上のミスマッチが存在する場合や、リスク管理・業績管理と会計上の取扱いが不整合な場合があり、公正価値オプションを適用することによってそれらを解消することが可能となる。

### ○（質問 3）について

【案 2】を認めるべきである。

（理由）

預金とデリバティブの複合金融負債について、現行の実務としては、預金と内在するデリバティブをそれぞれ区分しており、預金については資金の調達を目的としている一方で、デリバティブについては内包するリスクについてヘッジを行っている。

【案 1】では、複合金融負債全体として償却原価測定・公正価値測定を行うことしか認められていない。

償却原価測定となった場合、複合金融負債に組み込まれたデリバティブ部分に対し、経済合理性のあるデリバティブ取引でヘッジを行ったとしても、両者の測定方法が相違することから、リスク管理を適正に財務諸表に反映することはできない。もちろん、ヘッジ会計の適用によりリスク管理を適正に財務諸表

に反映させることも考えられるが、顧客に販売する複合金融負債に内在するデリバティブの金額が小額、かつ、その条件が少しずつ異なり、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。

なお、先日、IASB により公表された公開草案によれば、有効性検証はあまり必要ではないかもしれないが、その場合であっても、非有効部分の算出などヘッジ会計を適用するよりも【案2】の方がコストを含めた実務面で優れている。

他方、公正価値測定となった場合、短期間での買戻しや短期的な利益の獲得を目的として保有しているわけではないにもかかわらず、預金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されるため、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないおそれがある。

財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を適正に報告し、財務諸表利用者にとっても作成者の管理手法と統合的な財務諸表とするべく、【案2】を要望する。

#### ○（質問4）について

**【案B】**を支持する。

（理由）

従来、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率指標等が広く活用されている。また、その他の包括利益（OCI）表示を先行導入している欧州においても、市場（財務諸表利用者）の最大の関心は、包括利益ではなく純損益である。そのため、純損益の有用性は極めて大きく、仮にリサイクリングを行わないこととした場合には、純利益の有用性を著しく損なうとともに、わが国の会計慣行等に大きな影響を及ぼしかねない。

一方、連結ベースの財務諸表において導入が予定されている IFRS では、リサイクリングを禁止しているが、例えば、単体決算で本邦会計基準を適用し、連結決算で IFRS を適用とした場合には、リサイクリングの取扱いに差異が生じ、大きな事務負担・システム投資が追加的に生じる。OCI に計上した損益とリサイクリングの関係は純利益に関する重要なテーマであり、引続き IASB への積極的な意見発信を要望する。

また、公正価値オプションは実務上、ヘッジの代替手段として活用されているケースが多いと想定されるが、リサイクリングを禁止することにより、公正価値オプションとヘッジ会計を適用した場合とで、ほぼ同一の経済効果であるにも関わらず、違う結果をもたらす。

具体的には、自己の発行社債を期限前償還した場合、ヘッジ会計を適用した場合には、自己の信用リスクは償還損益として純損益として認識される一方、

公正価値オプションを適用した場合には、現在の提案では、負債の信用リスクの変動は OCI で認識される。この OCI で認識した損益について、純損益へのリサイクリングは行われなかった場合には、両者の純損益における結果が異なることになる。

このような矛盾を発生させないためにも、リサイクリングの許容が必要と考えられる。

#### ○ 適用指針（案）A 8 項について

組込デリバティブの区分経理においては、同一条件の単独デリバティブと同様に公正価値で評価すべきである。

（理由）

適用指針（案）A 8 項では、区分経理を行う場合、組込デリバティブの当初認識における公正価値がゼロとなるように区分しなければならないとされており、その理由としては無数の要素に区分され得る点があげられている（適用指針案 A23 項）。

しかし、会計基準（案）第 14 項においては、公正価値での評価の要件の 1 つとして、組込デリバティブと同一の条件の独立したデリバティブが、デリバティブの定義を満たすことが必要であるとされている。同一条件のデリバティブが単独の商品である場合には、当初より公正価値で認識する一方、組込デリバティブの場合、組み込んである事をもってのみ、当初の公正価値をゼロとするとする積極的な理由は見出しがたいと考える。

#### ○ 適用時期について

適用時期については、他の基準の適用時期、欧州企業の適用時期、日本における IFRS の強制適用の時期を含めて、慎重に検討すべきである。

（理由）

適用時期については、今後検討がなされるものと思われるが、金融負債の分類と測定は、公正価値オプションとヘッジ会計の適用可否や複合商品の分類とヘッジ会計など、他に関係する基準があり、それらは同時に適用する必要がある。したがって、本検討状況の整理にある金融負債の分類と測定を先行するのではなく、他の基準の適用時期とも慎重に検討すべきである。

また、国際的な議論や適用事例等も十分加味する必要があり、実際には、日本における IFRS の強制適用となる時期以降を適用時期とすべきと考えられる。

以 上